

介護 保険 情報

平成13年度の第1号保険料の支払いは

問い合わせ▷
高齢福祉課

◆第1号保険料は所得段階で決まります

介護保険の第1号被保険者の保険料は所得段階別（下表参照）に決まります。そのため、平成13年度の保険料額は、前年所得が確定する6月以降でなければ決まりません。

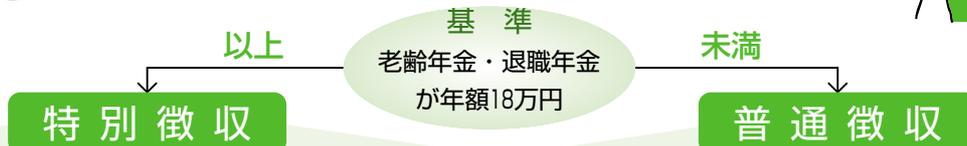
メモ

第1号被保険者とは65歳以上の人です。なお、第2号被保険者は40～64歳の人です。



◆介護保険料の納め方は

保険料の支払い方法は、受け取る年金の種類や額によって異なります。



2カ月ごとに支払われる年金から2カ月分の保険料が年金から天引きになります。※老齢福祉年金、障害年金、遺族年金などからは天引きされません。

- ① 4・6・8月の3回の支払い分（仮徴収）は、平成13年2月分の保険料と同額を仮に徴収します。
- ② 10・12・2月の3回の支払い分（本徴収）は、平成13年度の保険料年額の確定後に、保険料年額から仮徴収分を差し引いて3回に分けて徴収します。

◇保険料のお知らせ時期

仮徴収保険料 = 4月上旬
平成13年度確定保険料 = 7月中旬

月別介護保険料

例：保険料段階3、保険料年額24300円の場合

| | | | | | | | | | | | | |
|---|-------|---|-------|---|-------|---|-------|----|-------|---|-------|---|
| 月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| 額 | 2700円 | | 2700円 | | 2700円 | | 5400円 | | 5400円 | | 5400円 | |

※保険料段階が前年度と同じ場合です。

7月から翌年2月まで毎月、納付書または口座振替で市へ納付します。

◇保険料のお知らせ時期

平成13年度確定保険料 = 7月中旬

メモ

こんなときは普通徴収になります

老齢・退職年金が年額18万円以上の人でも、年度途中で65歳になった人や安城市に転入してきた人は、普通徴収で介護保険料を納めます。なお、翌年度の10月からは特別徴収に切り替わります。

月別介護保険料

例：保険料段階3、保険料年額24300円の場合

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---|
| 月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| 額 | | | | 2700円 | 1800円 | 1800円 | 3600円 | 3600円 | 3600円 | 3600円 | 3600円 | |

※端数額は7月分で調整します。

保険料の国の特別対策

介護保険制度に慣れていただくように、平成12年10月～13年9月の1年間は、第1号被保険者の保険料の半額を国が負担しています。

本市も、国の制度に沿って、平成12年10月～13年9月は、保険料を半額にする調整を行っています。



平成13年度第1号被保険者保険料年額表（1年間分）

| 段階 | 所得状況 | 保険料 (計算方法) |
|------|-------------------------|----------------------|
| 第1段階 | 生活保護受給者・老齢福祉年金受給者など | 12150円 (基準額×0.5) |
| 第2段階 | 市民税世帯非課税 | 18225円 (基準額×0.75) |
| 第3段階 | 市民税本人非課税 | 24300円 (基準額) |
| 第4段階 | 市民税課税（本人合計所得金額が250万円未満） | 30375円 (基準額×1.25) |
| 第5段階 | 市民税課税（本人合計所得金額が250万円以上） | 36450円 (基準額×1.5) |